

令和4年度

安来市立宇賀荘小学校 いじめ防止基本方針

安来市立宇賀荘小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を創るために「安来市立宇賀荘小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法にはいじめの定義が以下のように定められている。学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実を確かめ、対応に当たる。

(定義)【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、教職員一人ひとりが「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、取り組む必要がある。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 教師はいじめに容易に巻き込まれやすい。
(教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。)
- ⑧ いじめは発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
- ⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 校内指導体制の整備

いじめ問題への対応については、校長のリーダーシップのもと、学校全体として組織的、継続的な取組が行えるよう「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとする。

役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

いじめの相談があった場合には、該当担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。必要に応じ教育委員会とも連携を取り、対応を協議し、SSWの派遣などの要請や外部機関との連携を図っていく。

また、PTA代表や地域代表（学校評議員代表等）とも密に連携を取り、協力して問題の解決に努めることとする。

さらに、学校評価においては、毎年度の取組において児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表して次年度の取組の改善に活かす。

4 いじめの未然防止のための取組

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に学校全体で取り組む。また、学校の取組について評価し、子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

（１）児童に対して

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、生活目標や学級目標などルールを守るといった規範意識を醸成する。生活目標を児童昇降口と各教室に掲示し、生徒指導主任から全校児童への指導を行う。（集団下校等の機会も含む）
- ・わかる授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。学習のめあて・振り返りの定着に努める。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命を大切に作る心を育む。
- ・友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・「正しいことを正しい」と言える子どもを育成する。

（２）学校全体として

- ・「人権教育」を全教育活動の基底に据えた教育実践を進め、人権意識の高揚を図る。
- ・なかよしファミリー（縦割り班）での清掃活動・運動会・野菜づくり・創作活動等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係づくりに努める。
- ・教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、信頼されることに努める。（共に働く）
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践的な指導力の向上を図る。
- ・相談窓口を明確に示すとともに、いつでも、誰にでも相談できる教育相談体制の充実を図る。
- ・授業参観や学校・学級だより等を通して保護者に協力を呼びかけて、いじめへの取組に関して理解を得る。

5 いじめの早期発見についての取組

- ・児童の様子について担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。（職員朝礼・子どもを語る会）
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確認める。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

- ・「アンケートＱ－Ｕ」等のアンケート調査を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。また、定期的な教育相談期間を設けて、全児童・保護者を対象とした教育相談を実施する。

6 いじめの発見・対応についての取組

- ・いじめに関する相談を受けた教員は、問題を軽視することなく、直ちに管理職及び「いじめ対策委員会」に報告する。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えるとともに、教職員一人ひとりが辛い思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いを受け止める。そして、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、傍観者の立場でいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。
- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすこととする。決して学校内だけで問題解決をすることはしない。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。継続して注意を払い、被害者が心身の苦痛を感じていないかを確認し、被害者を徹底的に守り通し、安心安全を確保する。その後、いじめに係る行為が止み、少なくとも３ヶ月を目安としていじめの解消とする。

7 ネット上のいじめについて

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のＷｅｂサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(例) メール・ブログ・チェーンメール・学校非公式サイト・ＳＮＳ動画共有サイトによる

○未然防止のために

子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と綿密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えたいこと

(未然防止の観点から)

- ・フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るルール作りを行うこと、特に携帯電話をもたせる必要性について検討する。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識をもつこと

(早期発見の観点から)

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に学校に連絡すること

8 教育委員会をはじめ関係機関との連携

- (1) 学校においていじめを把握した場合には、速やかに安来市教育委員会に報告し、問題解決に向けての指導助言等の支援を受ける。重大事態発生時の対応については、出席停止措置等、法に則して、出席停止や児童相談所への相談など外部機関との連携をし、組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての取組を進める。
- (3) 児童の生命、身体、または財産に被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所轄警察署に通報して援助を求める。

9 重大ないじめ（重大事態）への対応

重大事態とは・・・

○いじめにより該当学年に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など

○いじめにより該当学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

○児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

- ・速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応する。
- ・事案によっては学校、学級保護者説明会の必要性について検討・判断し、当事者の同意をうけた上でPTA役員との連携を図りながら説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ・マスコミ対応が必要な場合、教育委員会との連携の上、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して経過報告も含めて適時・適切な方法で説明する。その際、公表内容についていじめを受けた児童やその保護者に確認する。

10 いじめ防止に関する年間計画

	校内における取組	家庭・地域との連携
4月	学校におけるいじめ防止に関わる共通理解 (職員会) 学級経営案作成	家庭訪問 学級懇談 PTA総会
5月	子どもを語る会 メディアコントロールウィーク(第2週) SCによるカウンセリング(年間を通して) 安全点検	
6月	子どもを語る会 教育相談Ⅰ 児童アンケート アンケートQ-U(1回目)	学校評議員会 民生児童委員懇話会
7月	子どもを語る会 人権教育研修 メディアコントロールウィーク(第2週) 生徒指導研修会 安全点検	個人面談
8月	SCによるメンタルヘルス研修	
9月	子どもを語る会 メディアコントロールウィーク(第2週) 安全点検	学級懇談
10月	子どもを語る会	
11月	子どもを語る会 メディアコントロールウィーク(第2週) アンケートQ-U(2回目) 教育相談Ⅱ 児童アンケート 安全点検	
12月	子どもを語る会 なかよし集会 人権週間	個人面談 学校評価(学校教育に関するアンケート)
1月	子どもを語る会 メディアコントロールウィーク(第2週) 学校評価を受けての評価・改善 安全点検	人権教育参観日 PTA研修会
2月	子どもを語る会 教育相談Ⅲ 児童アンケート	学級懇談 学校評議員会
3月	子どもを語る会	